

平成 21 年 3 月 5 日  
独立行政法人国民生活センター

### 新手的マルチ取引

#### - 友人を誘うと紹介料が入る話は契約の後 -

「友人から馬券購入補助ソフトでもうかると勧誘され、断り切れず消費者金融から借金しソフトを購入した。実際は勧誘時のうまい話とは違いもうからないし、マルチ商法ではないと説明されたが友人は紹介料を得ていた。信用できなくなったので解約したい」という相談が国民生活センターに寄せられた。当該相談は、マイクロシステムテクノロジー（以下、マイクロシステム社。本社、東京都中央区）に関するものである。マイクロシステム社の販売手口は、知人などを介しアポイントを取り、訪問販売を行うとともに、販売組織を構築して販売勧誘を行うという特徴がある。親しい人からの勧誘によって消費者の冷静な判断を妨げたり、必ずもうかると不実のことを告げるなど不当な勧誘が行われており、これらは特定商取引に関する法律（以下、特商法）に定める連鎖販売取引<sup>1</sup>の問題点と共通している。だが、連鎖販売取引上の特定利益について、契約後に説明をする手法を組織的に用いており、そのため連鎖販売取引には当たらないと、マイクロシステム社は主張している。

連鎖販売取引上の特定利益について契約後に説明する手法については、経済産業省は、連鎖販売取引に加入させることを目的として特定利益に関する説明を故意にソフト購入契約後に告知しているに過ぎず、特商法に定める連鎖販売取引に該当し得るとの見解を示している。

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）には、157 件(2009 年 1 月末日現在)マイクロシステム社についての相談が寄せられている。また、相談者の属性を見ると、20 歳代が多く、消費者金融から多額の借り入れをして契約しているケースも目立つ。東京都は、マイクロシステム社を 2008 年 11 月 18 日、訪問販売（アポイントメントセールス）上の不適切な取引行為（販売目的隠匿や不実告知、適合性原則違反など）を行っていたとして 3 ヶ月の業務停止を命じた。現在マイクロシステム社は、店舗販売や電話勧誘販売などを含めて全ての新たな販売業務を行っていないようである。しかし、今後、別業者が同種の手口で勧誘を行う恐れがあるため、マイクロシステム社に関する相談事例をもとに、消費者、特に若者に向けて注意を呼びかけることとした。

<sup>1</sup> 特商法上で定めている連鎖販売取引に該当するには、①商品・権利を販売したり、有償サービスを提供すること②商品・権利の販売の仕組みが、再販売（販売業者から商品・権利を仕入れて、購入者に販売する）、受託販売（販売業者から委託を受けて、商品・権利を購入者に販売する）、販売のあっせん（自らは商品・権利を販売せずに、販売業者を購入者に紹介すること）のいずれかであること③特定利益（商品を販売することによって得られる利益以外の、勧誘に成功すると得られる紹介料など）を得られると言って勧誘すること④特定負担（商品代金や登録料など、取引を始めるための条件として支払う金銭的な負担）を伴うこと、という要件を全て満たす必要がある。連鎖販売取引に該当する場合、20 日間のクーリング・オフ制度や契約書面等の交付義務などの消費者保護のルールが適用される。

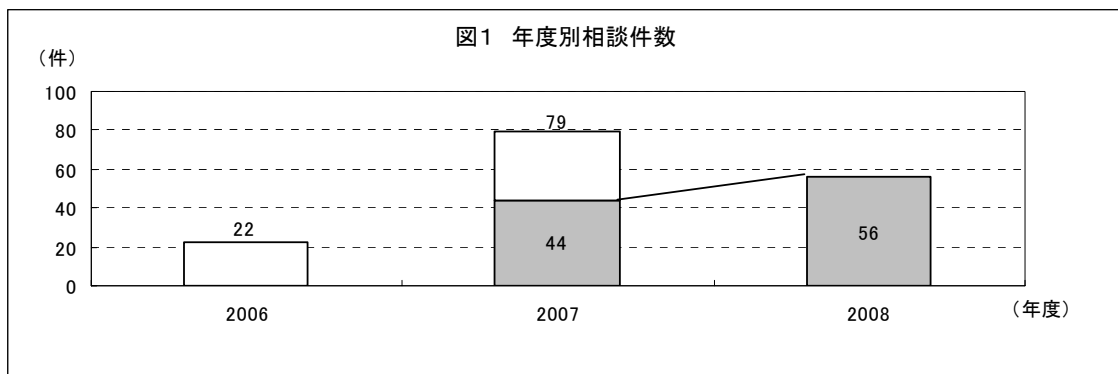
## 1 業者概要

会社名 : (株)マイクロシステムテクノロジー  
住所 : 東京都中央区日本橋人形町 3-7-10  
代表取締役 : 福田 敏一

## 2 PIO-NET に入力された相談件数等

### (1) 相談件数

PIO-NETに入力されたマイクロシステム社の馬券購入補助ソフトに関する相談件数<sup>2</sup>は、2006年度から2008年度までで157件（2009年1月末日までの入力分）である（図1）。



(注) 2007年度の前年度同時期は44件となっている。

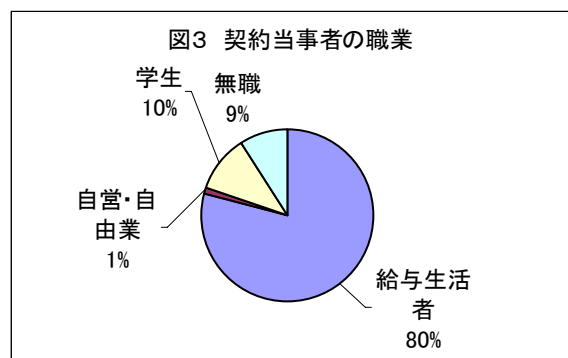
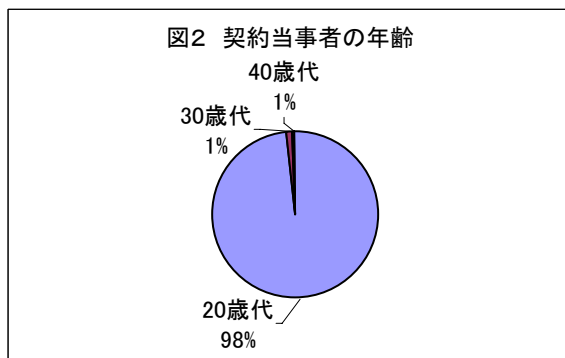
### (2) 契約当事者の属性等

#### ① 年代

平均年齢は22.1歳であり、20歳代が98%と圧倒的に多い（図2）。

#### ② 職業

給与生活者が8割を占めるが、学生も1割となっている（図3）。



(注) 不明・無回答は除く。

<sup>2</sup> 相談件数は相談者の申し出情報に基づくものである。また、PIO-NETの検索・集計機能を用いることができないため、マイクロシステム社の馬券購入補助ソフトに関する苦情相談情報の中から各事例を個別に精査したものである。

### ③ 性別

男性 111 件、女性が 44 件で、男性が約 7 割を占める。

### ④ 支払い方法

即時払いが約 35% (58 件) を占め、即時払いの多くが消費者金融等からの借り入れによる支払いとみられる。

## 3 相談事例

### 【事例 1：友人からサイドビジネスの話と勧誘されたケース】

2008 年 2 月末頃、友人から「サイドビジネスに興味ない？」と誘われた。2 人で飲食店に行き夕食を食べながら雑談をしていると、友人の先輩と思われる男性がスーツ姿で現れた。突然で戸惑っていたところ「自分がやっているサイドビジネスを紹介する」と持ちかけられた。「紹介するサイドビジネスはギャンブルではなく投資で、すごく低リスクで行える」などと馬券購入補助ソフトの説明を受け、5 万円の資本金が 300 万円くらいになる運用シミュレーションを見せられた。

ソフトの代金は 93 万円と高額であり断わったが、消費者金融業者のリストを提示され、その場で借りられるかを問い合わせるように指示された。その後も「今キャンペーン中だ」と勧められ、断わりきれずに契約した。

10 万円で馬券を買うと月 1 万～3 万くらい増えると説明されていたのに、1000 円ほどにしかならず、借金の返済が苦しくなった。話が違ふと申し出たところ「友人等に馬券購入補助ソフトを紹介して友人がこのソフトを購入すると 6 万円の紹介料がもらえ、3 人目からは代理店となり 9 万円入ってくる」と説明された。契約前に「他人を紹介してマージンが入ることは無い」と聞いていたため、騙されたと感じた。解約したい。

(2008 年 9 月受付 20 代 男性 給与生活者 千葉県)

### 【事例 2：友人に誘われ事務所に連れて行かれ契約直後に紹介料の説明を受けたケース】

行き先などの詳細を告げられないまま、友人に誘われマイクロシステム社の事務所へ連れて行かれた。そこで、上位者と思われる勧誘員に約 90 万円の馬券購入補助ソフトの勧誘を受けた。マイクロシステム社はメリットばかりを強調し、利益を生むソフトだと話していた。友人からも「絶対もうかる」と勧められ信じるようになった。その後「1 年で返済できる」と説明され、5～6 社のサラ金の電話番号を教えられて 3 社から合計 130 万円を借り入れた。消費者金融に申し込む際に利用目的について質問されたら「旅行」と答えるようにマイクロシステム社に指示された。借りたお金で馬券購入補助ソフトとパソコンの代金を支払った。購入直後に「友人などを紹介してその人がこのソフトを購入すると約 6 万円が君に入る。君が紹介した友達がさらに誰かを紹介してその人がソフトを購入すると約 3 万円が得られる」とマルチ取引のような説明も受けた。

約 7 万円で馬券を買ったが、予想が的中したのは 1 回だけで、数ヶ月で馬券を買うお金

がなくなった。当初のうまい話と違うので、商品代金を返して欲しい。

(2008年7月受付 20代 男性 給与生活者 東京都)

#### [事例3：紹介料の説明を事前に受けて契約したケース]

友人に「必ずもうかる話がある」と誘われ、マイクロシステム社の事務所に出向いた。そこで友人の上位者と思われる勧誘員から、「馬券購入補助ソフトをパソコンにインストールし、その予想通り馬券を購入すれば必ずもうかる」という説明を受けた。また、「馬券購入補助ソフトを購入する人を紹介して、その人が購入すれば必ず収入になる。しかし、販売代理店になるためには馬券購入補助ソフトを買う必要がある」とも説明され、「商品代金も90万円を75万円に割引する」と勧められた。上位者と思われる勧誘員がお金持ちに見え、自分もそうなれると舞い上がり、勧誘員に紹介された消費者金融から借金をして契約した。しかし、実際は話と違いソフトを利用してもうからず、他人も誘うことができない。解約してお金を返して欲しい。

(2008年3月受付 20歳代 男性 給与生活者 東京都)

## 4 問題点

### (1) 特定利益について契約後に説明を行う手法

[事例3]のように、連鎖販売取引上の特定利益(紹介料)の説明を契約前にしているケースも少数寄せられているが、[事例1][事例2]のように、相談者に対して、契約させるまではマルチ取引と認識させず、契約後に紹介料の説明を行うことによりマルチ取引であることが明らかとなるケースが目立つ。特定利益について契約後に説明を行っていることから、マイクロシステム社は、連鎖販売取引を行っていないと主張しており、問題である。

その他、連鎖販売取引としての問題点は以下の通りである。

#### ①不実告知、重要事項の不告知

競馬等の賭け事は、必ずもうかる保証はないにもかかわらず、「必ずもうかる」などのセールストークが目立つ。本来は、マイクロシステム社との取引において、当該馬券購入補助ソフトを用いて競馬にお金を賭ける際のリスクやデメリット(詳細は別紙参照)についてその内容を適切に説明する必要があると考えられるが、説明を十分に行っていない可能性が高い。

また、マイクロシステム社は当該ソフトの賭け方に関し、ギャンブルではなく投資、資産運用と説明しているが、競馬はギャンブルすなわち刑法上の「賭博<sup>3</sup>」に該当し、事実と異なる説明をしているとみられる。

<sup>3</sup> 刑法第185条 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。なお、競馬は競馬法により違法性が阻却されているため、日本中央競馬会(以下、JRA)や地方公共団体等(地方競馬の主催者)から馬券を購入することは罪にはならない。

## ②法定書面の不交付

当該取引は連鎖販売取引に該当すると考えられるにもかかわらず、マイクロシステム社は連鎖販売取引とは認めず、それ故、特商法に定める契約書面等を交付しておらず問題である。

## ③友人・知人からの勧誘

友人や知人からの勧誘をきっかけにトラブルになったケースが非常に目立つ。また、親しい人からの勧誘により、消費者の冷静な判断を妨げられ、相談事例の中には「必ずもうかる」などと友人がオーバートークを行っているケースも見られる。

## (2) 消費者金融からの多額の借入れをさせるという問題

[事例1]、[事例2]、[事例3]を含め多くの相談で、当該ソフトを買う現金を持ち合わせていない消費者に対し、消費者金融のリストを見せたり、「利用目的を質問されたら旅行と答えればいい」などと問題のある手法で借金を申し込む方法をマイクロシステム社が誘導するケースがみられる。金銭的余裕がない消費者に借金をさせてまで高額な商品を勧めることは問題で、特商法に該当する取引であれば適合性の原則<sup>4</sup>に反すると考えられる。社会通念上も、妥当な契約かは疑問が残り、場合によっては民法上の公序良俗に反する契約ともいえよう。

また、経済的に余裕のない若者がトラブルになっているケースが目立ち、「借金が返せない」ことが苦情の申し出のきっかけとなっている。

## 5 消費者へのアドバイス

### (1) 友人や家族など、親しい人からの勧めであってももうけ話を安易に信用しない

信頼できる友人などからの話であっても、もうけ話や契約の内容に少しでも不明な点があったらすぐに契約しないこと。何が不明かもわからない場合は、周りの信頼できる人や消費生活センターに相談するなどしてどのような内容なのかを慎重に考え安易に契約しないこと。契約の内容を理解せぬまま安易に友人を信用して販売組織の会員になり、他の友人を誘ってしまうと、誘った人との間でトラブルになることも多く、気がついたら友人関係が崩壊し、加害者にもなってしまう場合もある。

### (2) 勧められるがまま多額の借金をしてまでもうけ話に乗らない

経済的余裕がないにもかかわらず多額の借金をすること自体、大きなリスクである。そこまでして契約したとしても、借金を上回る利益が得られる保証はないし、多重債務や自己破産にも繋がりがねない。

---

<sup>4</sup> 特商法上の訪問販売や連鎖販売取引では、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うことを禁止しており（省令7条3項、31条7項）、具体的には知識や経験の不足につけ込む勧誘や、財産の状況に照らして不相応又は不要な支出を強いる契約の勧誘を行うことを禁止している。

### (3) 消費生活センターに相談する

相談事例のように特定利益についての説明が契約後になされたとしても、連鎖販売取引に該当し得るので、そのような手口で勧誘を受けたり、契約をした場合は早めに最寄りの消費生活センターに相談すること。

### 6 情報提供先

内閣府 国民生活局 国民生活情報室

警察庁 生活安全局 生活環境課 生活経済対策室

経済産業省 商務情報政策局 消費経済政策課、消費経済対策課

馬券購入補助ソフトについて、マイクロシステム社が国民生活センターに対して行った説明は以下の通りである。

- ・ ソフト利用者が、予めJRA-VAN会員になれば、各レース前にオッズ（払戻の倍率）を「JRA-VAN」を通じてオンラインで取得できるようになり、同ソフトを使用すれば取得したオッズ情報と過去のレース情報を参考にして、何種類か（1～4種類ほど）の予想結果（いわゆる買い目。例：枠連1-4、3-3など）を抽出し、予想結果のいずれかが的中すれば投資額を上回る払戻金を得られるように各予想結果の購入金額を自動で算出する
- ・ 予想結果が全体的中しなかった場合は、前レースで失った資金を次レースで回収することを目指して投資額が自動で計算される仕組みになっている。数回連続してはずれても、一度的中すれば今までの投資額が回収できうるような仕組みになっている
- ・ ソフト利用者が、予めJRAに別途電話・インターネット投票の会員として登録しておけば、当該ソフトを通じてオンラインで馬券を購入することができる。

「JRA-VAN」とはJRA関連団体が有料で提供する競馬オッズ等情報サービスである。また、JRAの提供する電話・インターネット投票の会員になることにより、銀行口座を通じて馬券の購入や払戻金の受取りを行うことが可能となる。

なお、JRAとマイクロシステム社は全く無関係であり、馬券購入補助ソフトは上記JRAのサービスを利用して計算や馬券購入を行っているに過ぎない。

この説明に対し、国民生活センターは以下のように当該ソフトの特徴について考えている。

- ・ このソフトの特徴には、最初の賭け金は少なくても、はずれる度に賭け金が前レースのほぼ倍額に増加するというリスクがある。例えば、連続ではずれなかった場合、「1回目の賭け金 $\times 2^n$ （賭けた回数-1）」に近い金額に賭け金が増加する。賭け金の合計が、消費者が準備した金額の半額以上になってしまうと、以降はソフトを利用して損失を1度で回収することが出来なくなり、賭け金を取り戻すのは非常に困難になる。

上記の国民生活センターが指摘する当該ソフトの特徴に対し、マイクロシステム社は、それは投資方法の1モデルであり、他の機能もいくつか備えているとしている。

また、J R AのHP<sup>5</sup>上では、払戻金の算出方法について以下のように説明している。

●払戻金の算出方法

馬券は、その売上額のうち約25%を引いた残り75%が払戻金としての的中した人に配分されます。この差し引かれる約25%を控除率といいます。控除率は、的中率が高ければ（本命サイドで決まれば）低くなり、的中率が低ければ（人気薄で決まれば）高くなるため、「約25%の控除率」というのはこれらを平均したものとなります。なお、控除されたうち10%が国庫に納付され、残りの15%がJ R Aの収入となって競走の賞金や運営などの費用にあてられます。

---

<sup>5</sup> JRA ホームページ内「もっと競馬講座」より URL (<http://jra.jp/kouza/motto/step3.html>)

<title>新手のマルチ取引</title>